

海津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月30日

海津市長 横 川 真 澄

- 1 期 日 令和3年8月18日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
12番	川 瀬 厚 美 君	13番	赤 尾 俊 春 君
14番	水 谷 武 博 君	15番	服 部 寿 君

不応招議員（なし）

令和3年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第1号)

令和3年8月18日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第37号 令和3年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第38号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第39号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第40号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第41号 令和3年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第42号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第43号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第44号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第45号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第46号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 海津市羽根谷だんだん公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第49号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第50号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第21 認定第1号 令和2年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和2年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和2年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和2年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について

日程第25 発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第26 発議第3号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

日程第27 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書について

◎出席議員（14名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
12番	川 瀬 厚 美 君	13番	赤 尾 俊 春 君
14番	水 谷 武 博 君	15番	服 部 寿 君

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	教 育 長	服 部 公 彦 君
総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺 村 典 久 君	総務部参事 未来創生マネージャー	柴 澤 亮 君
総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補 佐 官	子 安 弘 樹 君	市民環境部長	大 橋 隆 幸 君

健康福祉部長	近藤三喜夫君	産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	佐野正美君
建設水道部長	石原敏彦君	教育委員会 事務局局長	伊藤一人君
会計管理者兼 会計課長事務取扱	白木法久君	消 防 長	木村謙二君
産業経済部次長兼 商工観光課長	山本明美君	建設水道部次長兼 上下水道課長	中村勝豊君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤 聡君	総 務 部 企画財政課長兼 コロナ対策支援室長	近藤康成君
代表監査委員	稲垣弘久君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	長谷川 誠	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 会 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	森 島 敬 子
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 事	石 原 進 吾		

◎開会宣告

○議長（服部 寿君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和3年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において7番 橋本武夫君、8番 飯田洋君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（服部 寿君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月3日までの17日間をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月3日までの17日間とすることに決定いたしました。

◎報告第10号 専決処分の報告についてから認定第4号 令和2年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（服部 寿君） 次に、日程第3、報告第10号から日程第24、認定第4号までの22議案を一括議題といたします。

市長より、報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

本日、令和3年海津市議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

報告第10号の専決処分の報告につきましては、令和3年3月17日、海津町馬目地内の駐車

場内において発生した公用車と普通自動車との接触事故につきまして、令和3年6月21日付で和解及び損害賠償額が決定し、専決処分に付しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第11号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度一般会計補正予算（第4号）を令和3年6月28日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件について、その概要を御説明申し上げます。

諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和3年12月31日に任期満了となります南濃町駒野1020番地2、伊藤善夫氏、平田町幡長516番地、伊藤優子氏を引き続き委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件9件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第37号の令和3年度海津市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出でそれぞれ3億418万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ149億7,737万3,000円とするものであります。

歳出の主なものとしまして、総務費では、情報系管理事業で、職員の分散執務を実施するための情報系機器購入費1,954万3,000円、テレワーク推進のための電子決裁システム導入委託料1,755万6,000円、人口減少対策事業で、アフターコロナを見据えた観光客誘致を行うためのプロモーション動画制作委託料660万円、税務管理事業及び戸籍住民基本台帳事務事業で、キャッシュレス決済導入に伴うセミセルフレジ購入費等745万円、マイナンバーカードの普及促進とコロナ禍における小売店及び飲食店等の需要喚起並びに市民の生活応援を図るため、マイナンバーカード新規取得者及び保有者に海津市商品券を配付する費用等4,860万6,000円、集会所整備事業で、高田集会所の修繕工事に係る整備負担金245万8,000円を追加しました。

次に、民生費では、社会福祉総務事務事業で、生活に困窮する世帯の希望者に配付する衛生用品購入費49万5,000円、発達支援事業で、発達支援センターくるみの療育支援体制の充実を図るための臨床心理士報償金81万円、海津苑施設運営管理事業で、海津苑の新たな需要の創出を図るため、ワーケーション及びリモートワーク等の受入れ環境を整備する施設改修工事費等684万4,000円、子育て世帯生活応援給付事業で、低所得の子育て世帯に支給する海津市産米購入費等418万8,000円、ゆとりの森管理事業で、非常用発電設備取替工事費等757万円、公立認定こども園運営管理事業で、絵本の購入費30万円、サーマルカメラ及びCO₂濃度測定器の購入費86万5,000円、地域子ども・子育て支援事業で、絵本の購入費5万円、CO₂濃度測定器の購入費1万1,000円、私立認定こども園への低年齢児保育促進事業費補

助金等1,096万6,000円、留守家庭児童教室運営事業で、CO₂濃度測定器の購入費11万7,000円を追加しました。

また、民生費における前年度国県支出金の精算に伴う返還金4,891万1,000円を追加しました。

次に、農林水産業費では、土地利用型農業推進事業で、新規就農者に対して、多様な担い手の育成及び強化を図るための補助金175万円、多面的機能支払事業で、多面的機能支払事業交付金過年度返還金236万5,000円を追加しました。

次に、商工費では、商工総務事務事業で、飲食店に対し営業時間の短縮を要請した岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に対する本市の負担金997万7,000円、県協力金の対象外の飲食店を対象に市独自で実施する酒類の提供停止に対する一時支援金300万円、商店街活性化事業で、キャッシュレス決済サービスを利用した場合に、その決済金額の20%をポイントで還元するキャッシュレス決済推進応援事業委託費等3,000万円を追加しました。

次に、土木費では、土木総務事務事業で、官民境界確認に際し、土地家屋調査士に立会い支援を依頼するための官民境界立会調査支援委託料24万円を追加しました。

次に、消防費では、救急対策事業で、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費332万1,000円、コロナウイルス感染症対策の除染テント等資材購入費500万2,000円を追加しました。

次に、教育費では、小学校費、中学校費で、学習者端末インナーケース購入費240万3,000円、サーマルカメラ購入費268万9,000円、A Iドリルライセンス料等393万9,000円、電子書籍ライセンス料161万3,000円、図書購入費130万円、また小学校管理事業で、石津小学校屋外トイレ改修工事費240万1,000円、小学校統合整備事業で、海津町5校の小学校統合に係る新たな校名を募集するための費用122万2,000円、学校給食センター運営管理事業で、調理設備の修繕費等312万1,000円、社会教育総務事務事業で、修繕の必要があると判断された遊具を管理する区・自治会に対するちびっ子広場整備費補助金122万7,000円、図書館運営管理事業で、平田図書館内の図書及び書棚等を移動させる図書・什器移動作業委託費495万3,000円、図書資料購入事業費で、電子図書館導入に係る電子書籍ライセンス料等1,000万円、体育施設管理事業で、蛇池・三郷体育館解体工事の計画変更に伴う工事監理委託費及び工事費2,068万7,000円、屋外施設の夜間照明及び体育館照明の電球等の取替工事費254万7,000円を追加しました。

歳入につきましては、今回の補正の一般財源として、繰越金8,809万9,000円を追加し、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,251万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金115万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金39万6,000円、子ども・子育て支援交付金149万2,000円、地域生活支

援事業費補助金59万2,000円を追加しました。

県支出金では、地域生活支援事業費補助金29万6,000円、農業次世代人材投資事業費補助金75万円、農業経営者育成発展支援金事業費補助金100万円、子ども・子育て支援交付金37万5,000円、低年齢児保育対策事業費補助金102万円、療育支援体制強化事業費補助金319万2,000円を追加しました。

寄附金では、教育費指定寄附金1,000万円を、繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金2,322万5,000円を、諸収入では、多面的機能支払交付金返還金315万3,000円を追加しました。

地方債の補正では、ゆとりの森非常用発電設備取替事業債670万円を追加し、平田地区体育館解体整備事業債の限度額を7,090万円に変更しました。

議案第38号の令和3年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費50万7,000円、集客キャンペーンイベントの景品等購入費154万1,000円を追加し、その財源に一般会計繰入金204万8,000円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億314万8,000円とするものであります。

議案第39号の令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費58万2,000円、集客キャンペーンイベントの景品等購入費103万8,000円、割引券引換負担金360万円を追加し、その財源に一般会計繰入金522万円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億1,582万円とするものであります。

議案第40号の令和3年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険給付費等交付金返納金998万9,000円、退職被保険者等納付金精算金190万3,000円を追加し、その財源に繰越金1,189万2,000円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ41億2,839万2,000円とするものであります。

議案第41号の令和3年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定で、介護給付費負担金返還金等470万1,000円を追加し、その財源に国県精算金、繰越金470万1,000円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億6,441万4,000円とするものであります。

議案第42号の令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度療養給付費及び保健事業費負担金の確定に伴い、歳入で、返還金2,322万5,000円を追加し、歳出で、一般会計繰出金を同額追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億4,172万5,000円とするものであります。

議案第43号の令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的支出で、油島地区管路施設測量設計委託費2,810万円、高田・西島地区舗装復旧工事費737

万5,000円を追加し、資本的収入で、企業債3,070万円、社会資本整備総合交付金449万8,000円を充て、補正後の予算額を、資本的収入で15億6,179万8,000円、資本的支出で21億3,427万5,000円とするものです。

議案第44号の令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で、夏祭り負担金等49万5,000円を減額し、公営企業財務諸表作成支援業務委託費49万5,000円を追加し、補正後の予算額を同額とするものです。

また、資本的支出で、温冷配膳車購入費253万円を追加し、補正後の予算額を資本的支出で733万円とするものであります。

議案第45号の令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で、夏祭り委託料77万円を減額し、公営企業財務諸表作成支援業務委託費49万5,000円を追加、補正後の収益的支出予算額を6億1,412万5,000円とするものであります。

続きまして、条例案件4件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第46号の海津市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号カードを利用して市の窓口を設置する利用者操作端末機から印鑑証明書の交付申請を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収する主体が市から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に改められ、個人番号カードを再発行する際の手数料を本市の条例に規定する必要がなくなったこと、併せて個人番号カードの一層の利用促進を図る観点から、コンビニエンスストア等の多機能端末機を利用した場合の交付手数料を減額する特例を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第48号の海津市羽根谷だんだん公園条例の一部を改正する条例につきましては、利用可能施設を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号の海津市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、南濃グラウンド・ゴルフ場及び隣接する南濃温泉「水晶の湯」の利用に係る料金にセット販売料金を追加し、一体的な利用促進を図り、併せて利用区分の整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、その他案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

議案第50号の海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和2年度海津市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、決算認定案件4件について御説明申し上げます。

認定第1号の令和2年度海津市水道事業会計決算、認定第2号の令和2年度海津市下水道事業会計決算、認定第3号の令和2年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、認定第4号の令和2年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の各公営企業会計決算につきまして、地方公営企業法の規定により、別冊3の監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 寿君） 市長より、報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第10号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

続きまして、報告第11号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第11号を採決します。

お諮りします。報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第4号を採決いたします。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第37号から議案第50号までの14議案について順次質疑を行います。

初めに、議案第37号 令和3年度海津市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） この補正予算（第5号）の中の教育費、体育施設の部分でお尋ねしますけれども、この概要の中で蛇池及び三郷体育館の解体工事について述べられておりますけれども、地元自治会との協議等により当初の解体計画に変更が生じたというふうに書いてありますけれども、どんなような当初の計画と今回また変更されたか、どんなような協議があって、またどんな変更をされたのか、内容についてちょっとお尋ねします。

○議長（服部 寿君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） お答えします。

当初は、地区体育館については集会所と併設しておりました。こちらでも簡単につなが目すればいいというような考えでございましたけれども、お話をする中で、集会所を活用するために、壊した後の敷地とか外構についてもお願いしたいということと、あと設計をしたときに、実はアスベストの関係はちょっと考えていなかったんですけれども、アスベストも入ったということで、今回追加をさせていただくということで上程させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 了解するものですが、あまりにもその金額が、例えば解体工事、約2,000万からの増額というふうになっております。増額でこれだけというのはかなりのものだと考えますけれども、こういったことのないように、やはり事前の話合い、また計画は十二分に慎重に行っていただきたい、そう思います。

○議長（服部 寿君） 答弁はよろしいですね。

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第38号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第39号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第40号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第41号 令和3年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第42号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第43号 令和3年度海津市下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第44号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第46号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第47号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第48号 海津市羽根谷だんだん公園条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） この改正する条例で、例えばこの中で、改正する前には休憩所「八重桜の家」、そして下のほうに砂防ふれあいセンター……。

○議長（服部 寿君） 六鹿議員、この案件は総務建設委員会のことですので、お控えください。

○10番（六鹿正規君） はい、ごめんなさい。

○議長（服部 寿君） そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第49号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第50号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第37号から議案第50号までの14議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第50号までの14議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は9月2日までに終了し、議長に報告を願います。

続きまして、ここで認定第1号から認定第4号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 稲垣弘久君。

〔代表監査委員 稲垣弘久君 登壇〕

○代表監査委員（稲垣弘久君） それでは、監査委員の審査結果の報告をいたします。

令和2年度、4つの海津市公営企業会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る5月25日から7月21日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和2年度海津市水道事業会計決算、令和2年度海津市下水道事業会計決算、令和2年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、令和2年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊3でお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（服部 寿君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 令和2年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第2号 令和2年度海津市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第3号 令和2年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第4号 令和2年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております認定第1号から認定第4号までについて、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第4号までの4議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することと決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 長谷川誠君。

○議会事務局長（長谷川 誠君） それでは、12名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 里雄淳意議員、2番 二ノ宮一貴議員、3番 松岡唯史議員、4番 松田芳明議員、6番 伊藤誠議員、7番 橋本武夫議員、8番 飯田洋議員、9番 伊藤久恵議員、10番 六鹿正規議員、12番 川瀬厚美議員、13番 赤尾俊春議員、14番 水谷武博議員、以上でございます。

○議長（服部 寿君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の諸君に決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月2日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩といたします。

（午前9時40分）

○議長（服部 寿君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時41分）

○議長（服部 寿君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定いたしましたので、議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 長谷川誠君。

○議会事務局長（長谷川 誠君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に7番 橋本武夫議員、副委員長に9番 伊藤久恵議員、以上でございます。

◎発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第25、発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

13番 赤尾俊春君。

[13番 赤尾俊春君 登壇]

○13番（赤尾俊春君） 発議第2号、令和3年8月18日、海津市議会議長 服部寿様、提出者、海津市議会議員 赤尾俊春、賛成者、海津市議会議員 里雄淳意、海津市議会議員 二ノ宮一貴。

海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。議会で扱う議案は数が多く、内容が幅広い分野にわたるため、一度に全員で審議するよりも、部門に分けて専門的に、詳しく審査するほうが効率的であることから委員会を設置している。専門性をより高めるために、常任委員会の任期を1年から2年とし、常任委員会委員長及び副委員長の任期に関する事項を変更するため、本条例の一部を改正するもの。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

ただいまから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号 海津市議会委員会条例の

一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第26、発議第3号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

13番 赤尾俊春君。

[13番 赤尾俊春君 登壇]

○13番（赤尾俊春君） 発議第3号、令和3年8月18日、海津市議会議長 服部寿様、提出者、海津市議会議員 赤尾俊春、賛成者、海津市議会議員 里雄淳意、海津市議会議員 松田芳明。

海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。本市議会では傍聴の促進を図り、現状に即した規則に改正するため見直しを図り、標準市議会傍聴規則に準じた改正を行うものとする。また、携帯電話等の規制について記述がないため、新たに追加するもの。以上です。

○議長（服部 寿君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

[挙手する者あり]

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） この中で異様な服装をしている者と書いてありますけれども、異様という範囲は誰が決めるのか、またどのような服装が異様というふうにも捉えるのかお尋ねします。

○議長（服部 寿君） 13番 赤尾俊春君。

○13番（赤尾俊春君） ただいまの質問にお答えいたします。

いわゆるそうした決定といたしますか、そうした異様な服装だと判断されるのは、議会の代表である議長の権限だと私は解釈しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 私がお尋ねするのは誰が判断というわけではなくて、異様という服装、例を挙げますと、夏場の暑いときなんかは、例えば甚平を着て役所へ訪れる方もお見えだと思えます。ともすれば浴衣なども着てみえる方もお見えになるかもしれません。例えばその2つの例をちょっと挙げさせていただいて、それらは異様というふう認識されるのかお尋ねします。

○議長（服部 寿君） 13番 赤尾俊春君。

○13番（赤尾俊春君） ただいまの意見にお答えいたします。

異様という判断材料という御質疑かと存じますが、世間一般の甚平と浴衣に関しては、ふだん着ておみえになるということですので、その辺の判断は、いわゆる議長が御判断をされるものということで私は理解をさせていただくということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） もう一点お尋ねします。

甚平、浴衣等々は異様じゃないというふうに捉えていただけるというふうに解釈をいたしました。当然そうなりますと、げた、木製サンダルが現行は駄目というふうになっておりますけれども、甚平を着た場合に、例えばサンダル、また、げたという容姿もあろうかと思えます。例えば履物に関してはどのような判断をされるのかお尋ねします。

○議長（服部 寿君） 13番 赤尾俊春君。

○13番（赤尾俊春君） ただいまの質問にお答えいたします。

議長がお認めであればいいという解釈で私は思っております。基本的には、やはりげた、スリッパ類は好ましくないのかなと思っておりますが、先ほどから申し上げておりますように、議長がお認めいただければいいという判断を思っております。以上です。

○議長（服部 寿君） 六鹿議員、今度の改正案では、いわゆる異様な服装をしている者というのは外しておりませんので、現行と同じであります。外させていただいたのは、げた、木製サンダル等を履いている者は外させていただきました。ということは、履いている者を削除するという事は、省かせていただいたということで、許可するという事になります。そういう案件でございますので、よろしく申し上げます。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

ただいまから発議第3号を採決いたします。

お諮りします。発議第3号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第27、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

1番 里雄淳意君。

〔1番 里雄淳意君 登壇〕

○1番（里雄淳意君） 発議第4号、令和3年8月18日、海津市議会議長 服部寿様、提出者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 松田芳明、賛成者、海津市議会議員 赤尾俊春。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、意見書記載事項を確実に実現されるよう、強く要望するもの。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

ただいまから発議第4号を採決いたします。

お諮りします。発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、今回は8月19日に再開しますので、よろしくお願い申し上げます。御苦労さまでございました。

(午前9時56分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和3年12月13日

議 長 服 部 寿

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 飯 田 洋

